

公益社団法人 紋別地方法人会 会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人「紋別地方法人会（以下「本会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 本会の会費は年額とし「別表 1」のとおりとする。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入)

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、請求後 3 ヶ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 本会の指定する金融機関の口座に振込
- (2) 本会の事務所に持参納入
- (3) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第 5 条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第 6 条 会員が定款第 10 条（1）項に該当すると判断した場合、1 ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

「別表1」

地区名	年会費区分	備考
紋別	6,000円	
遠軽	7,000円	
丸瀬布	12,000円	
白滝	10,000円	
生田原	8,000円	
湧別	8,000円	
雄武	8,000円	
興部	5,000円	
滝上	5,000円	
賛助会費	2,000円	紋別から滝上まで一律

定款第 12 条に定める会費規程

(平成元年 4 月 3 日創立総会・決議)

会費の額は次のとおりとする。

1. 一般会費

- | | |
|--------------|---------|
| 1) 紋別市内所在の会員 | 6,000 円 |
| 2) 紋別市以外の会員 | 2,500 円 |

2. 特別会費

会 長	1 名	60,000 円
副会長	3 名	30,000 円
理 事	52 名	6,000 円

本規程は、公益社団法人移行後の登記をした日から施行する。

会費の額は次のとおりとする。

1. 一般会費

- | | |
|--------------|---------|
| 1) 紋別市内所在の会員 | 6,000 円 |
| 2) 紋別市以外の会員 | 2,500 円 |

2. 特別会費

会 長	1 名	60,000 円
副会長	3 名	30,000 円
理 事	48 名	6,000 円